

参 考 資 料

- 資料 1 男女共同参画社会基本法（平成 1 1 年法律第 7 8 号）
- 資料 2 男女共同参画会議の概要
- 資料 3 男女共同参画会議と専門調査会の主な活動
- 資料 4 諮問（府共第 4 4 5 号、平成 1 6 年 7 月 2 8 日）
- 資料 5 男女共同参画基本計画に関する専門調査会委員名簿
- 資料 6 女性に対する暴力に関する専門調査会委員名簿
- 資料 7 男女共同参画基本計画に関する専門調査会の審議状況
- 資料 8 女性に対する暴力に関する専門調査会の審議状況
- 資料 9 新しい男女共同参画基本計画に関する当面の論点整理について
（男女共同参画会議有識者議員提出資料(平成 1 6 年 1 0 月 7 日)）

男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）

目次

前文

第一章 総則（第一条 - 第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条 - 第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条 - 第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

ない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促

進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則(平成十一年六月二三日法律第七八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

附 則(平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日 = 平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公

布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

男女共同参画会議の概要

内閣府に設置

「重要政策に関する会議」の一つ

所掌事務

- (1) 男女共同参画基本計画作成に当たり、内閣総理大臣に意見を述べること。
- (2) 内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項の調査審議をすること。
- (3) 男女共同参画基本計画の作成、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に意見を述べること。
- (4) 以下に掲げる事項を実施し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に意見

男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況の監視
政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査

構成

- (1) 議長(内閣官房長官)
- (2) 議員
各省大臣等(内閣総理大臣の指定する国务大臣)
12名(総務大臣、法務大臣、外務大臣、財務大臣、文部科学大臣、
厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、
環境大臣、防衛庁長官、国家公安委員長)
有識者(内閣総理大臣が任命)
12名
- (3) 専門委員・専門調査会
専門委員
専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから内閣総理大臣が任命。
専門調査会
会議の議決により設置、議長の指名する議員・専門委員が属する。

男女共同参画会議と専門調査会の主な活動

2001年(平成13年)	
6月	<p>「仕事と子育ての両立支援策の方針に関する意見」 (仕事と子育ての両立支援策に関する専門調査会、男女共同参画会議決定)</p> <p>本意見では、「政府は、以下の施策を、基本的には平成13年・14年度に開始し、遅くとも平成16年度までに実施する。これらの事業については、特段の配慮をし必要な予算を確保し、緊急に実施する。」とし、以下の5つの柱立てのもとで、提言と具体的目標・施策を記述。</p> <p>両立ライフへ職場改革 待機児童ゼロ作戦 最小のコストで最良・最大のサービスを 多様で良質な保育サービスを 必要な地域すべてに放課後児童対策を 地域こぞって子育てを</p>
10月	<p>「選択的夫婦別氏制度に関する審議の中間まとめ」(基本問題専門調査会)</p> <p>個人の多様な生き方を認め合う男女共同参画社会の実現に向けて、婚姻に際する夫婦の氏に関する選択肢を拡大するため、夫婦が同氏が別氏かを選択できる選択的夫婦別氏制度の導入が望ましいとの意見を提案。</p> <p>「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行に向けた意見」(女性に対する暴力に関する専門調査会、男女共同参画会議決定)</p>
2002年(平成14年)	
4月	<p>「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行に向けた意見(その2)」(女性に対する暴力に関する専門調査会、男女共同参画会議決定)</p>
7月	<p>「政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況及び今後の取組に向けての意見」(苦情処理・監視専門調査会、男女共同参画会議決定)</p> <p>男女共同参画会議に、政府が実施する男女共同参画社会の促進に関する施策の実施状況を監視し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べるという機能が付与されている。</p> <p>「国の審議会等委員への女性の参画の促進」、「女性国家公務員の採用・登用策の促進」、「仕事と子育ての両立支援策の方針について(平成13年7月6日閣議決定)に係る施策」の3施策について、その実施状況を監視し、意見が述べられた。</p>
10月	<p>「男女共同参画に関する施策についての苦情の処理及び人権侵害における被害者の救済に関するシステムの充実・強化に向けた意見」 (苦情処理・監視専門調査会、男女共同参画会議決定)</p> <p>施策についての苦情の処理に関する取組の推進方策に関しては、苦情処理体制の枠組みの構築と関係機関の連携・協力体制の強化、施策についての苦情の処理に従事する者の知識・技能の向上及び活動の活性化に向けた推進方策を記述。人権侵害における被害者の救済に関する取組の推進方策に関しては、被害者救済に関わる各種機関の連携強化と地域における効果的な支援体制の構築、被害者救済に関わる者の知識・技能の向上及び活動の活性化に向けた推進方策を記述。</p>
12月	<p>「『ライフスタイルの選択と税制・社会保障制度・雇用システム』に関する報告」 (影響調査専門調査会)</p> <p>ライフスタイルの選択に影響が大きい、税制・社会保障制度・雇用システムについて検討を行い、個人のライフスタイルの選択等に中立的な観点からの基本的な考え方や、各制度・システムごとの改革の具体的な方向について報告を取りまとめ。</p>

2003年(平成15年)	
4月	<p>「女性のチャレンジ支援策の推進に向けた意見」 (基本問題専門調査会、男女共同参画会議決定)</p> <p>男女共同参画会議は、平成14年1月の小泉内閣総理大臣からの検討指示を踏まえ、暮らしの構造改革の一環として、様々な分野における女性のチャレンジを推進する上で重要と考えられる事項について、調査審議を行い、内閣総理大臣及び関係各大臣に対する意見として決定。</p> <p>指導的地位に女性が占める割合が2020年までに、少なくとも30%程度になるよう期待し、各分野における自主的な取組を奨励することや、女性のチャレンジ支援のための関連情報のワンストップ・サービス化、ネットワーク化を図ることなどを提言。</p>
6月	<p>「配偶者暴力防止法の施行状況等について」(女性に対する暴力に関する専門調査会)</p> <p>配偶者暴力防止法について、施行後1年余りの状況と法の見直しに関する論点を整理。</p>
7月	<p>「政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況及び今後の取組に向けての意見(男女共同参画にかかわる情報の収集・整備・提供)」 (苦情処理・監視専門調査会、男女共同参画会議決定)</p> <p>平成14年度は、「男女共同参画にかかわる情報の収集・整備・提供」について、その実施状況を監視し、統計情報の内容の充実、利用者のニーズに対応した提供等について、意見を述べた。</p>
2004年(平成16年)	
3月	<p>「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」 (女性に対する暴力に関する専門調査会)</p> <p>報告書では、強姦罪の法定刑の下限を引き上げること、盗撮について、女性の性的尊厳やプライバシー保護の観点から十分考慮しつつ、加害者を厳正に処罰するための法整備を行うこと、家庭内における児童に対する性的虐待について、刑法や児童福祉法による加害者の厳正な処罰と被害者の保護、並びに事案の顕在化を行うこと等を提言。</p>
4月	<p>「政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況及び今後の取組に向けての意見(男女共同参画の視点に立った政府開発援助(OA)の推進について)」(苦情処理・監視専門調査会、男女共同参画会議決定)</p> <p>「男女共同参画の視点に立った政府開発援助(OA)」についてその実施状況を監視し、政府開発援助における男女共同参画の視点の重要性、男女共同参画の視点から見た関係施策の現状及び問題点、今後採るべき対応策について意見を述べた。</p>
7月	<p>「政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況及び今後の取組に向けての意見(国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透について)」 (苦情処理・監視専門調査会、男女共同参画会議決定)</p> <p>「国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透」について、その実施状況を監視し、国際規範・基準の取り入れ・浸透等の重要性、国際規範・基準の取り入れ・浸透に関する推進体制、個別の国際規範・基準の取り入れ・浸透について意見を述べた。</p> <p>「『ライフスタイルの選択と雇用・就業に関する制度・慣行』についての報告」 (影響調査専門調査会)</p> <p>雇用、起業・自営業、公務など様々な働く場について、男女共同参画の視点から見た現状及び現行の施策の下での課題を整理した上で、今後の政策の総論的な方向性として、男女ともにライフスタイルを柔軟に選択できる中立的な制度、多様な就業形態の選択・移動に中立的な制度、個人の能力を伸ばす教育、能力開発を掲げた。</p>

(写)

府 共 第 4 4 5 号
平成16年7月28日

男女共同参画会議議長 殿

内閣総理大臣 小 泉 純 一 郎

男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第22条第2号の規定に基づき、次のとおり諮問する。

諮問

男女共同参画社会基本法を踏まえた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な方向について、貴会議の意見を求める。

理由

政府は、男女共同参画社会基本法に基づき平成12年12月12日に定められた「男女共同参画基本計画」(閣議決定)に沿って、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図っている。

同計画策定後の男女共同参画社会の形成に関連する国内外の様々な状況の変化を考慮の上、今後、政府が男女共同参画基本計画を策定していく際の基本的な考え方についてお示しいただきたい。

男女共同参画基本計画に関する専門調査会 委員名簿

平成17年4月1日現在
(50音順、敬称略)

石川 哲也	神戸大学教授
猪口 邦子	上智大学教授
岩男 壽美子	武蔵工業大学教授、慶應義塾大学名誉教授
鹿嶋 敬	実践女子大学人間社会学部教授、 前日本経済新聞社編集委員
桂 靖雄	松下電器産業株式会社常務役員・東京支社長
神田 道子	独立行政法人国立女性教育会館理事長
五條 満義	東京農業大学助教授
桜井 陽子	財団法人横浜市女性協会 横浜女性フォーラム館長、 男女共同参画相談センター長
佐藤 博樹	東京大学教授
庄司 洋子	立教大学教授
住田 裕子	弁護士、獨協大学特任教授
竹信 三恵子	朝日新聞社記者
寺尾 美子	東京大学教授
林 誠子	日本労働組合総連合会副事務局長
原 ひろ子	城西国際大学大学院客員教授、 お茶の水女子大学名誉教授
広岡 守穂	中央大学教授、 佐賀県立女性センター・佐賀県立生涯学習センター館長
古川 貞二郎	前内閣官房副長官
古橋 源六郎	財団法人日本交通安全教育普及協会会長
山口 みつ子	財団法人市川房枝記念会常務理事
横田 洋三	中央大学教授
渡辺 三枝子	筑波大学教授

(印：会長 印：会長代理 印：男女共同参画会議議員)

女性に対する暴力に関する専門調査会 委員名簿

平成17年4月1日現在

(50音順、敬称略)

伊藤 公雄	京都大学大学院文学研究科教授
岩井 宜子	専修大学法科大学院教授・副院長
大津 恵子	女性の家HELPディレクター
大槻 茂	(株)広報戦略研究所取締役主任研究員
奥山 明良	成城大学教授
小田原満知子	桐蔭横浜大学大学院教授
垣見 隆	弁護士
後藤 弘子	千葉大学大学院教授
小西 聖子	武蔵野大学教授
住田 裕子	弁護士、獨協大学特任教授
戸谷 久子	千葉県総合企画部男女共同参画課長
林 陽子	弁護士
原 ひろ子	城西国際大学大学院客員教授、 お茶の水女子大学名誉教授
平川 和子	東京フェミニストセラピセンター所長
前田 雅英	東京都立大学法学部長
諸澤 英道	学校法人 常磐学園理事長
山田 昌弘	東京学芸大学教授

(印：会長 印：会長代理 印：男女共同参画会議議員)

男女共同参画基本計画に関する専門調査会の審議状況

1. 男女共同参画基本計画に関する専門調査会

【第1回】

平成16年

- 10月 8日(金) ・運営規則等について
・議論の進め方について

【第2回】

- 10月29日(金) ・関係府省ヒアリング(1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大)
・関係府省ヒアリング(2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革)

【第3回】

- 11月 5日(金) ・関係府省ヒアリング(3 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保)
・関係府省ヒアリング(人事院、総務省)

【第4回】

- 11月22日(月) ・関係府省ヒアリング(4 農山漁村における男女共同参画の確立)
・関係府省ヒアリング(5 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援)

【第5回】

- 12月 3日(木) ・関係府省ヒアリング(9 メディアにおける女性の人権の尊重)
・関係府省ヒアリング(10 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実)

【第6回】

- 12月17日(金) ・関係府省ヒアリング(6 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備)
・関係府省ヒアリング(8 生涯を通じた女性の健康支援)
・関係府省ヒアリング(11 地球社会の「平

等・開発・平和」への貢献)

【第7回】

平成17年

- 1月17日(月) ・関係府省ヒアリング(第3部 計画の推進について)
・新たに盛り込むべき事項について

【第8回】

- 3月31日(木) ・中間整理案について

【第9回】

- 4月8日(金) ・中間整理案について

【第10回】

- 4月25日(月) ・中間整理案について

2. 男女共同参画基本計画に関する専門調査会起草ワーキングチーム

【第1回】

平成17年

- 1月24日(月) ・第8分野「生涯を通じた女性の健康支援」について
・第11分野「地球社会の「平等・開発・平和」への貢献」について

【第2回】

- 2月1日(月) ・第4分野「農山漁村における男女共同参画の確立」について
・第6分野「高齢者等が安心して暮らせる条件の整備」について

【第3回】

- 2月7日(月) ・新たに盛り込むべき事項について

【第4回】

- 2月15日(火) ・第2分野「男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革」について
・第5分野「男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援」について

【第5回】

- 2月23日(水) ・第3分野「雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保」について

【第6回】

3月2日(水)

- ・第10分野「男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実」について
- ・第1分野「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」について
- ・第9分野「メディアにおける女性の人権の尊重」について

女性に対する暴力に関する専門調査会の開催状況

【第30回】

平成16年

12月 3日(金)

- ・配偶者暴力防止法に基づく基本方針について(報告)
- ・今後の進め方について
- ・男女共同参画基本計画の推進状況について(第1回ヒアリング)

【第31回】

平成17年

1月21日(金)

- ・男女共同参画基本計画の推進状況について(第2回ヒアリング)

【第32回】

2月28日(月)

- ・男女共同参画基本計画「女性に対するあらゆる暴力の根絶」改定のための論点整理について

【第33回】

3月29日(火)

- ・女性に対する暴力に関する施策の基本的な方向についての中間整理(案)について

【第34回】

4月15日(金)

- ・女性に対する暴力に関する施策の基本的な方向についての中間整理(案)のまとめについて

新しい男女共同参画基本計画に関する当面の論点について

平成16年10月7日

岩男 壽美子 内永 ゆか子 神田 道子
君和田 正夫 住田 裕子 橘木 俊詔
林 誠子 原 ひろ子 平山 征夫
福原 義春 古橋 源六郎 山口 みつ子

平成16年7月28日の内閣総理大臣からの諮問を受け、男女共同参画会議では、政府が男女共同参画基本計画を策定する際の基本的考え方の検討を開始する。

男女共同参画社会の実現は、男女共同参画社会基本法の前文に規定されているように21世紀の我が国の最重要課題であり、総合的な構造改革を進める上で極めて重要な位置を占めるものである。また、少子化対応や、男女がお互いにその人権を尊重しつつ生涯にわたって安心して暮らすためにも不可欠である。

しかしながら、女性の社会進出度を国連が毎年発表しているジェンダー・エンパワーメント指数(GEM)で見ても我が国は78カ国中38位に止まっており、男女共同参画社会の実現に向けた取組をより一層進める必要がある。

このような最重要施策の推進において根幹となる新たな男女共同参画基本計画は、現行計画策定後の新たな経済社会情勢の変化に対応するとともに、これまでの参画会議決定や関連提言の内容を基本計画に位置付け、施策の前進を図るものでなければならない。また、より実効性が上がるようなものでなければならない。そのため、達成目標や実施期間について可能な限り定量的に記述するとともに、内閣府及び関係省庁において評価や影響調査を行うことなど、施策の遂行を担保する方策について検討する必要がある。

また、基本的考え方の検討に当たっては、特に、以下のような論点を踏まえる必要があると考える。

(女性のチャレンジ支援の推進)

1. 男女共同参画社会へのあゆみが緩やかである現状を踏まえ、ポジティブ・アクションを、その前提としての女性の人材開発を含め強力に推進する必要がある。このため、女性のチャレンジ支援策の充実・強化を図り、社会のあらゆる分野において、「指導的地位に女性が占める割合が2020年までに少なくとも30%程度になるよう期待」するという閣議決定の着実な達成を図る。

(ジェンダーに敏感な視点の定着)

2. 男女の人権が尊重され、男女共同参画に関する理解を深め、社会的・文化的に形成された性別(ジェンダー)に敏感な視点を定着させることが、11の重点目標の各分野及び他の政策の推進において重要な基盤となることについて、基本的考え方として明確にする。なお、ジェンダーに関しては誤った認識が見られるが、これについては是正に努める。

(新たな分野への取組)

3. 現行計画の11の重点目標に限らず、関連するあらゆる施策に男女共同参画の視点を持って取り組むことが重要である。特に、女性研究者の登用の促進や、観光、まちづくり、地域おこし、環境対策、科学技術分野の政策決定過程への女性の参画の促進等については重点的に取り組む必要があり、それらについて明確に記述する。

(パート等の均等待遇の確保と働き方の見直し)

4. パートを始め多様な就業形態の労働者が増加しているが、これらの者に対する均等待遇を確保する必要がある。このことは、男女ともに働き方を希望に応じて選ぶことを可能にし、ひいては持続可能な社会保障制度の構築にもつながる。また、少子化対応ともなり得るよう、労働時間の短縮を図るなど働き方の見直しを進める。

(様々なネットワークづくりの推進)

5. 多様な価値観の下、個性を生かしつつ共に生きることが出来る男女共同参画社会の実現に向けて、地域活動、NPO活動等のネットワークや、個々人の生き方を支援する社会の安全網としてのサポートシステム等、様々なネットワークを構築することが重要であり、このようなネットワークづくりを推進する。